

臨床発達心理士スーパーバイザー資格審査方法・審査基準に関する細則

第1条（目的）

本細則は、臨床発達心理士スーパーバイザー（以下、SVと記す）資格審査基準および審査方法に関わる業務について定める。

第2条（SV資格認定）

（1）資格認定は以下の申請書類・口述試験に基づき総合的に行う。

- 1) 臨床発達心理士SV資格申請書
- 2) 臨床発達心理士SV資格申請理由書
- 3) 推薦書（臨床発達心理士資格有資格者による推薦書）
- 4) 口述試験

第3条（委員の交代）

委員の交代はおよそ半数の交代とする。（または2名ずつ）

第4条（審査の手続き）

審査の手続は以下の通りとする。

- （1）SV資格認定委員会は、申請された書類の審査を行う。
- （2）書類審査に合格した申請者について、口述試験を実施する。
- （3）（1）と（2）の結果に基づき合否審査を行う。
- （4）その審査結果を理事会に報告し、承認を得るものとする。

第5条（審査基準）

以下の審査基準に照らして、総合的に審査する。

- 1) 臨床発達心理士としての実践経験
- 2) 臨床発達心理学に関連する研究実績
- 3) 臨床実習指導・スーパービジョンの経験
- 4) 現職者に対するスーパービジョンの経験
- 5) 資格更新研修会の講師経験
- 6) 認定委員会主催資格取得講習会の講師経験
- 7) 臨床発達心理士認定運営機構あるいは承認団体（支部を含む）での活動経験

第6条（口述審査）

申請者のSV資格者としての適格性を判断するために、臨床発達心理学に基づいた臨床経験、研究実績、承認団体（支部を含む）での活動経験等に関する口述審査を実施する。

第7条（資格認定）

SV資格認定委員会は、資格申請書、申請理由書、推薦書、および口述審査の結果等を総合的に審査し、適否を判定する。SV資格認定は、SV資格認定委員会の議を経て、理事会の承認を得るものとする。

第8条（SV資格の更新）

SV資格有効期間5年目の年度の提出期日までに、SV研修会を6時間以上受講することによってSV資格の更新に必要な要件が満たされる。ただし、以下の場合はいずれかで最大3時間分の受講と見なすことができる。

1. 承認団体（支部を含む）における事例検討会で合計6時間以上の講師として助言をした場合。
2. SVに関する研究論文(筆頭)1本を執筆した場合。

SV資格更新はSV資格認定委員会の議をへて、理事会の承認を得るものとする。

第9条（細則の改定）

本細則の改定は、SV資格認定委員会の議を経て、理事会の承認を得るものとする。

附則 2013年 12月8日より施行する。

2014年 12月14日 一部改定

2018年 6月17日 一部改定

2023年 6月11日 一部改定